くらし・なんでも相談 シリーズNo.22 「雇用保険」

山口正人　特定社会保険労務士

年金の未加入が大きな社会問題になっていますが、雇用保険制度も勤労者にとって失業したときの生活保障に欠かせない重要な制度です。

今号は当相談ダイヤル相談員の山口正人特定社会保険労務士の相談事例から、給料控除されていた雇用保険料が実は加入されていなかった問題や雇用保険失業給付の受給資格に関する相談についてご紹介します。

【事例①】

朝8時半から7時間勤務のパートで小さな町工場で働き、後少しで勤続15年になる。

先日、退職した同僚が雇用保険料が給料から控除されているのに雇用保険に加入されていないと言う。半信半疑でハローワークに問合わせたが、自分も加入がないと言われた。

労働基準監督署にも相談したが、「事業主にすぐに納めるように申し出て、納めれば2年間は加入していたことにできる。しかし、時効があるため2年以上前の分はどうしようもない」と言われた。納得がいかないが時効があるって本当か。給料明細は全部ではないが、8年位前からのは取ってある。

【回答】

事業主の雇用保険手続き漏れによる取得については、加入遡及期間は2年までとする時効が規定されている(労働保険徴収法第41条1項)。これまで給料から保険料が控除されていたとしても、2年より前については時効により加入できない。その期間の保険料は事業主から全額返還してもらうこと。

しかし、保険料が全額戻っても、失業給付の日数は加入期間によって変わることから(別表「給付日数」参照)、受給総額が減ってしまい被保険者が不利益となる場合があることは事実。従って、不足分の金額については、適正な事務処理を怠ったことを理由に債務不履行による損害賠償責任(民法第415条)、又は不法行為による損害賠償責任(民法第709条)を事業主に求め取り戻すしかない。

但し、これも事実を知ってから一定期間に行わないと時効(10年－民法第167条、3年－同法第724条)があるので注意すること。

【事例②】

会社の経営状況が悪く辞めさせられそうだ。44歳で勤続10ヶ月しか経っていないが、もしもの時に雇用保険の失業給付金はどの位もらえるか。

同僚に聞いたら、雇用保険加入期間が最低6ヶ月あれば失業給付が受けられたが、少し前に改定され、12ヶ月なければ受けられないと言う。だけど、退職の理由によっては6ヶ月で受けられるとも聞いた。

同僚は45歳で勤続11年だという。

【回答】

解雇又は事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職であれば特定受給資格者に該当し、受給資格は離職日以前の1年間で被保険者期間(11日以上労働日のある月。以下同)が6ヶ月以上あれば良く、給付制限もない。

被保険者期間が1年未満の場合は年齢に関係なく給付日数は90日。なお、同僚の方の場合は、45歳以上60歳未満で被保険者期間が10年以上20年未満に該当し、給付日数は270日となる。

ワンポイント「雇用保険の受給資格」

被保険者が失業した場合、受給資格は原則として「離職の日以前2年間の被保険者期間が通算して12ヶ月以上」あることが必要(H19年10月1日改定)。

但し、特定受給資格者と特定理由離職者に該当する者は、「離職日以前の1年間で被保険者期間が6ヶ月以上」あれば給付制限なく支給される。

「一般の離職者」

①契約期間3年未満で契約期間満了による退職、②定年、移籍出向による退職、③被保険者期間12ヶ月以上での正当な理由のある自己都合退職、④正当な理由のない自己都合退職(転職希望、一身上の都合など)、⑤被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇。

(*④と⑤の該当者は、3ヶ月間基本手当の給付制限がある)。

「特定受給資格者」

一般の離職者の内、被保険者に責めのない特定の離職理由(①解雇による離職、②天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇による離職、③契約期間満了による雇止め、④事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、⑤事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職)に該当する者を特定受給資格者といい、受給資格が「離職の日以前の1年間で被保険者期間が6ヶ月以上」と緩和されている。

「特定理由離職者」

更に、H21年4月1日から①契約期間3年未満で、契約満了時に労働者が契約更新の希望をしたにも関わらず更新されないことによる退職、②被保険者期間6ヶ月以上で、正当な理由のある自己都合退職の場合、新たに「特定理由離職者」という区分が追加された。受給資格は特定受給者に同じ。

ワンポイント「給付日数」

給付日数は左表の通り、一般と特定では大きな違いがある。一般の受給資格者は年齢に関係なく被保険者期間で90日から150日までとなっているが、特定受給資格者と特定理由離職者は年齢と被保険者期間によって90日から最高330日まで定められている。

なお、自己都合退職であっても、そのきっかけが体力の不足、疾病や家庭事情の急変によるもの等正当な理由が認められると特定理由離職者に該当する場合もあるのでハローワークの窓口で相談を。

給付日数

●一般の離職者(自己の意思による離職者および定年退職者)

年齢＼被保険者期間	5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	90日	120日	150日

●倒産、解雇等による離職者(特定受給資格者・特定理由離職者)

年齢＼被保険者期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	－
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満				240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

注1)基本手当を受給している人にはその期間中は老齢年金が支給されない。

注2)公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける人等に対して行われる訓練延長給付やその他広域延長給付、全国延長給付の延長給付がある。

注3)平成24年3月31日までの暫定措置として、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に給付日数を60日分延長。(35歳以上60歳未満で算定基礎期間が20年以上の場合は30日分)

事業主が雇用保険の加入手続きをすると、「雇用保険被保険者証」が交付され初めて保険料の納付義務が発生し、雇用保険の受給権などの権利や義務が生じます。この雇用保険被保険者証を事業主に預けたままにしている方も多いと思いますが、何かのトラブルがあってからでは遅いので、できる限り自分自身で管理をしましょう。紛失した場合はハローワークで再交付の申請ができます。

くらし・なんでも相談"ほっとダイヤル"

0120—39—6029

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。